

平成十七年法務省令第二十八号

船舶港の所在地を管轄する登記所が二以上

ある船舶の管轄登記所を指定する省令

船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第四条

第二項の規定に基づき、船舶港が数箇の登記所の

管轄地に跨がる船舶の管轄登記所を指定する省令

（昭和四十一年法務省令第四十一号）の全部を改

正する省令を次のように定める。

第一条 東京都の区のある地域を船舶港と定めた

船舶の登記の事務は、東京法務局が取り扱う。

2 神奈川県川崎市の区域を船舶港と定めた船舶

の登記の事務は、横浜地方法務局川崎支局が取

り扱う。

第二条 前条の場合を除くほか、船舶港の所在地

を管轄する登記所が二以上あるときは、その船

舶の登記の事務は、商業登記につき事務の委任

を受けた登記所が取り扱う。

附 則

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成

十七年三月七日）から施行する。

附 則 （平成一七年二月二八日法務省令

第三号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

七 第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方法務

局の部、水戸地方法務局の部、青森支局の部、

京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部、豊岡

支局の部、松江地方法務局の部、山口地方法務

局の部、同地方法務局の部及び宇部支局の部、大

分地方法務局の部、日田支局の部並びに鹿児島地

方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地

方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委

任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改

正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協

議会の項の改正規定並びに第八条の規定 平成

十七年三月二十二日

附 則 （平成二一年一〇月三〇日法務省

令第四二号）抄

この省令は、平成二十一年十一月九日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ

れぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第

二条、第六条、第十七条及び第四十五条第二項

の改正規定並びに第三条の規定 平成二十一年

十一月二十四日

附 則 （平成二一年二月二五日法務省
令第四七号）抄

この省令は、平成二十二年一月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中登記事務委任規則第八条、第九条、

第二十八条、第三十二条第三項及び第四十五条

の改正規定並びに第三条の規定 平成二十二年

一月十二日